

令和6年度 地域公共交通活性化協議会

横浜市内におけるシェアサイクルの取組と今後の展開について

道路局道路政策推進課



1 横浜市におけるシェアサイクル事業の取組

広域事業（中部区域）

サービス：baybike（広域）
 協働事業者：(株)ドットエフ・バイクシニア
 社会実験：R4.6~R7.3
 ポート数：78箇所696台

広域事業（北部区域）

サービス：HELLO CYCLING
 協働事業者：OpenStreet(株)
 （他連携事業者4社）
 社会実験：R4.6~R7.3
 ポート数：195箇所1,198台



広域事業（南部区域）

サービス：HELLO CYCLING
 協働事業者：OpenStreet(株)
 （他連携事業者4社）
 社会実験：R4.6~R7.3
 ポート数：87箇所581台

都心部事業

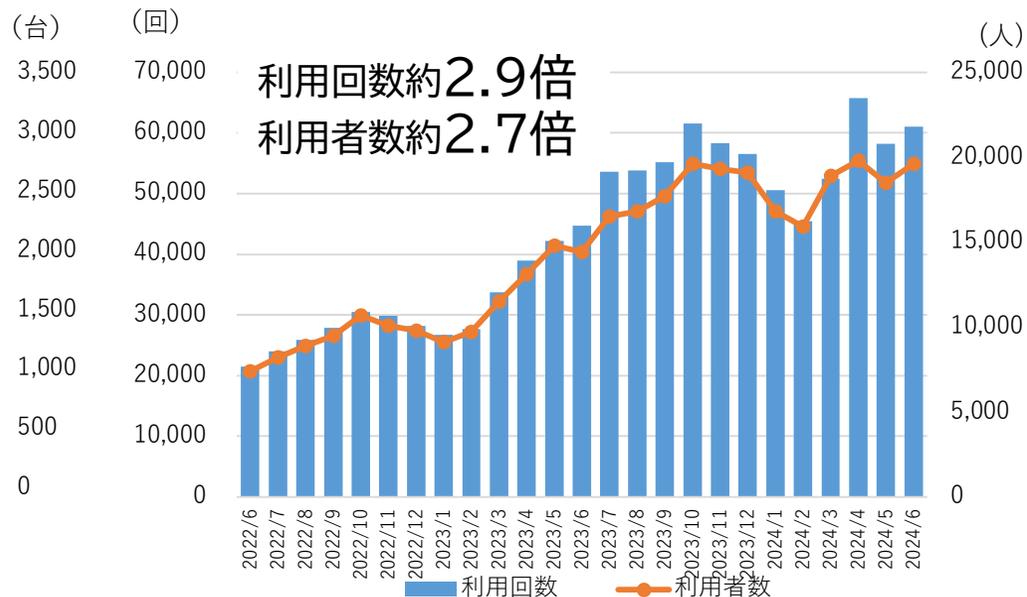
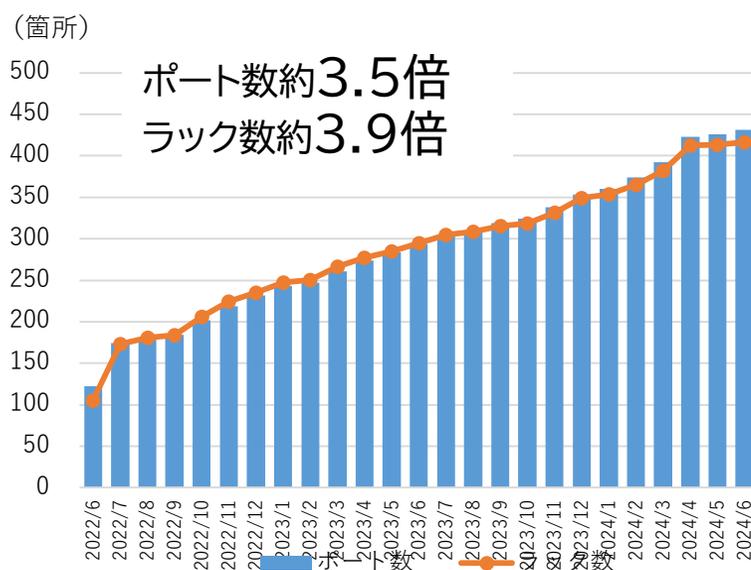
サービス：baybike
 協働事業者：(株)ドットエフ・バイクシニア
 社会実験：H23.4~25.3
 本格実施：H26.4~R7.3*
 ポート数：138箇所1,379台
 *R6.3からR7.3に延長



1-1 横浜市広域シェアサイクル事業社会実験の取組状況（広域全体）

	ポート数	ラック数	利用回数/月	利用者数/月 (アクティブ)
R4.6	122箇所	738台	21,500回	7,400人
R5.3	262箇所	1,867台	33,700回	11,500人
R6.6	423箇所	2,886台	※61,800回	※19,900人

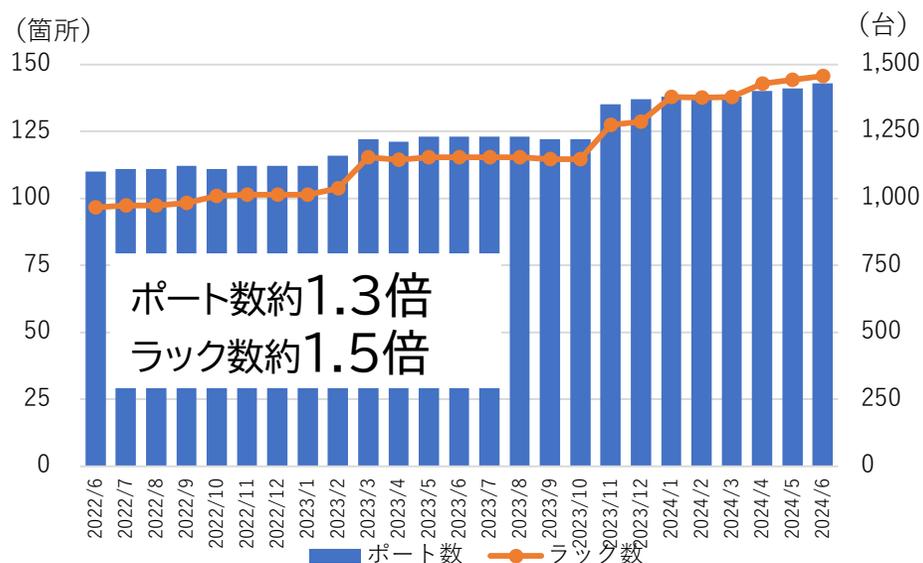
※実施期間中最大値





1-2 横浜都心部コミュニティサイクル事業の取組状況

	ポート数	ラック数	利用回数/月	利用者数/月 (アクティブ)
R4.6	110箇所	967台	122,500回	17,800人
R5.3	122箇所	1,152台	114,200回	15,600人
R6.6	143箇所	1,457台	※156,500回	※21,100人

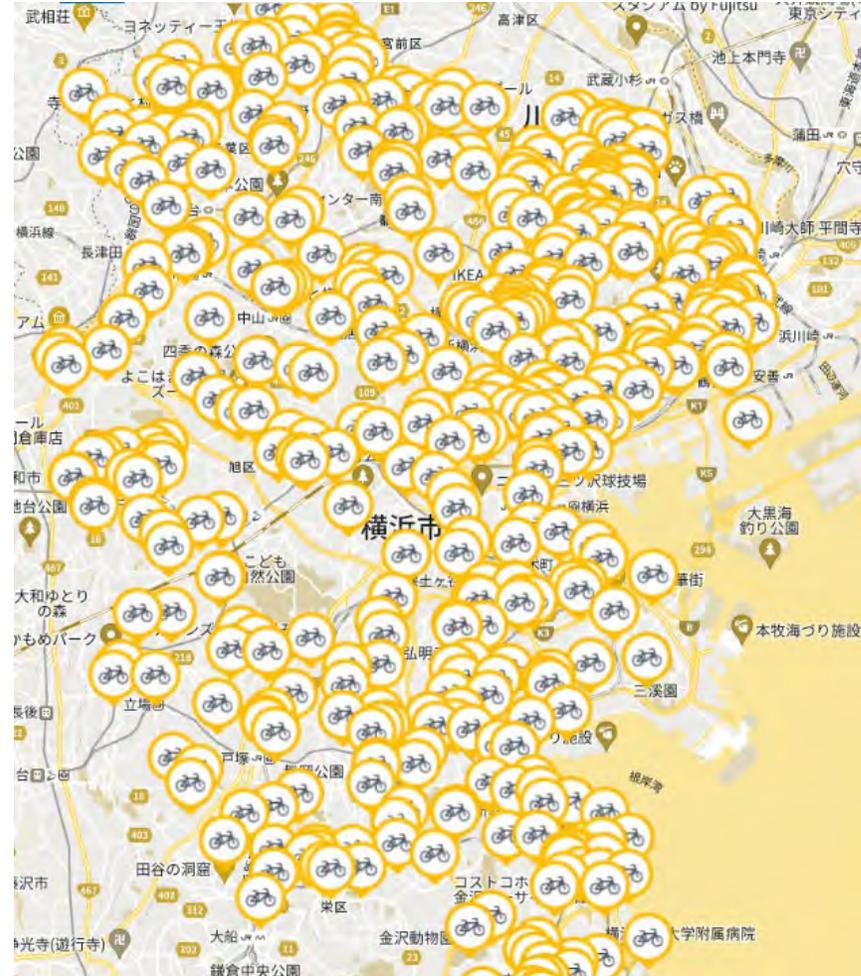
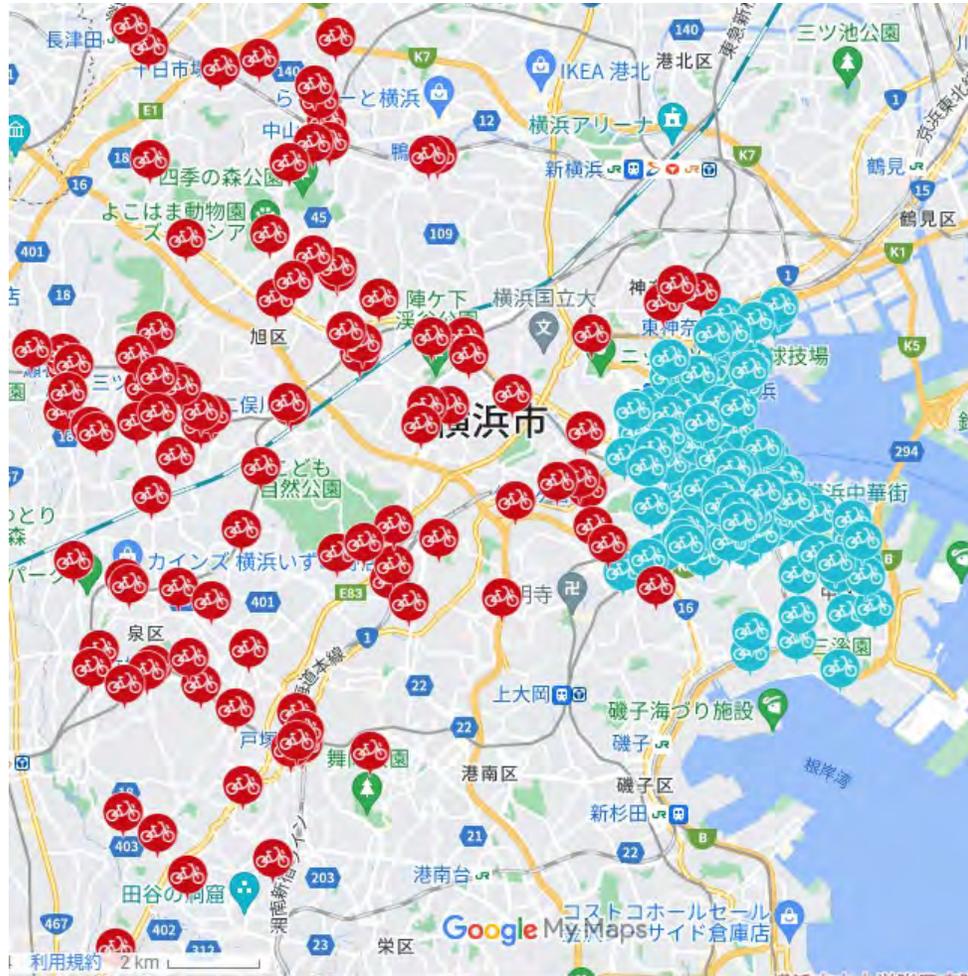




1-3 横浜市内のシェアサイクルポート設置状況

赤：baybike(広域)、水色：baybike

HELLO CYCLING





1-3 横浜市内のシェアサイクルポート設置状況

種別		R6.6末時点 設置数					
		市内全域	広域事業(社会実験)				都心部事業
			広域全体	北部区域	中部区域	南部区域	
公有地	庁舎等施設	61	50	10	27	13	11
	道路	104	83	31	25	27	21
	公園	51	31	9	10	12	20
	下水道	6	6	4	1	1	0
	港湾	4	0	0	0	0	4
	小計	226	170	54	63	53	56
民有地		340	253	170	32	51	87
合計		566	423	224	95	104	143



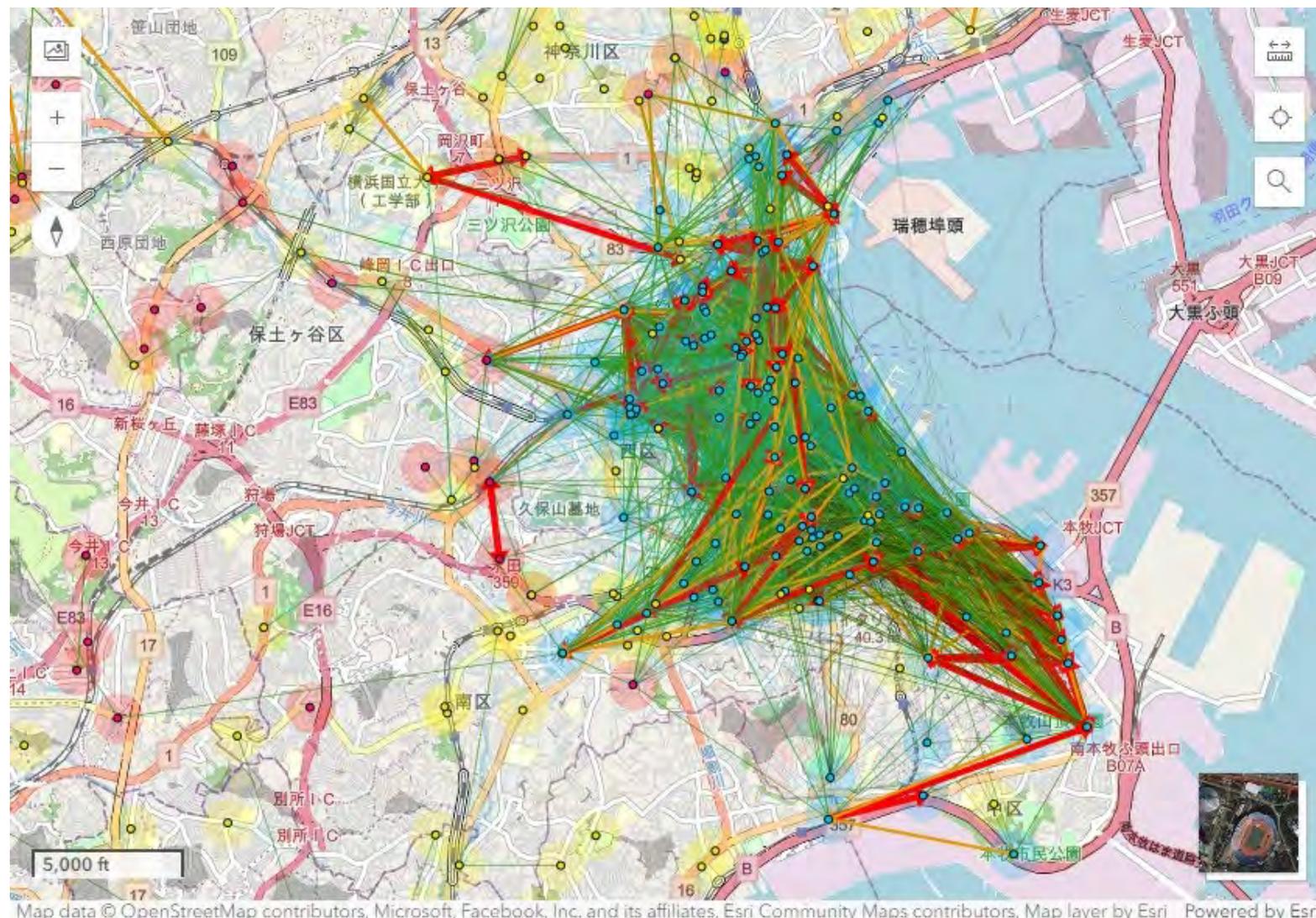
1-4 横浜市内のシェアサイクルの移動データの可視化（全国初）

横浜都心部コミュニティサイクル事業及び横浜市広域シェアサイクル事業社会実験の取組の成果として、シェアサイクルの移動データを可視化したものを、

全国の自治体で初めて

WebGIS上で誰でも閲覧可能な状態にて一般公開しました。

これにより、ポート設置を検討する民間企業等の社内意思決定の円滑化、経済活動における将来予測及びマーケティング活動の精度向上等の効果が期待できます。



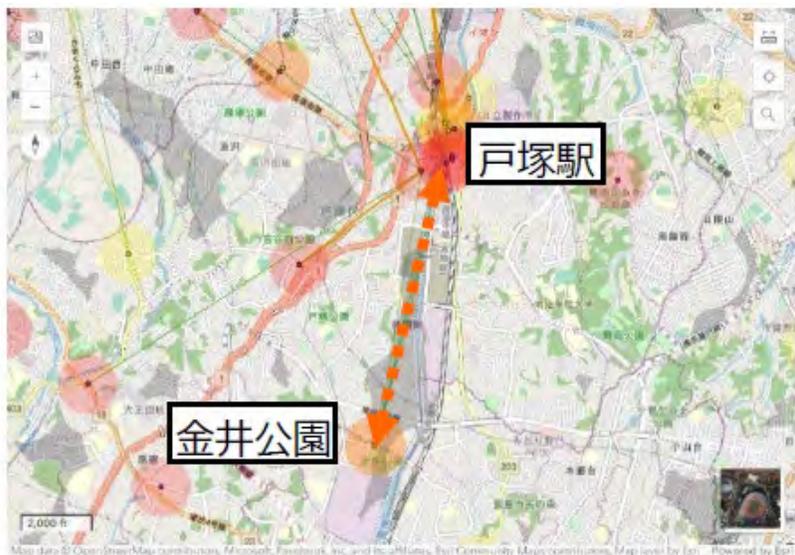
Map data © OpenStreetMap contributors, Microsoft, Facebook, Inc. and its affiliates, Esri Community Maps contributors, Map layer by Esri Powered by Esri



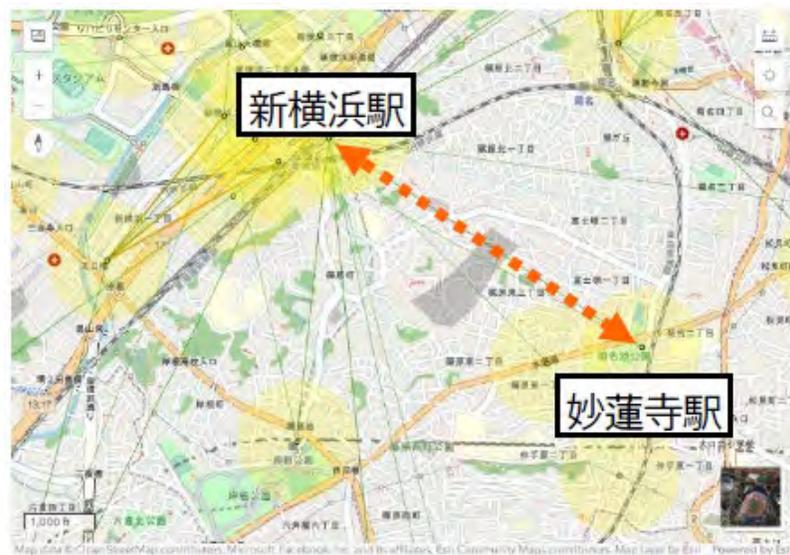
2-1 横浜市内のシェアサイクル事業の成果

広域事業においては、①公共交通の機能補完、②地域の活性化、③脱炭素社会の形成、④交通ルール等の周知、⑤事業採算性の向上の5つを事業目的に掲げています。

- 公共交通の機能補完という目的に対しては、駅・バス停から一定程度離れている地域をカバーするようポート配置を行った結果、当該地域の移動の利便性が向上しました。
- 移動データの分析によると、駅・バス停から一定程度離れている地域からの利用、公共交通網の路線間の移動、公共交通の営業時間終了後の移動など、シェアサイクルが公共交通の機能を補完する役割を担っていることを確認しました。



駅・バス停から一定程度離れている地域との移動



公共交通網の路線間の移動



公共交通の営業時間終了後の移動



2 - 1 横浜市内のシェアサイクル事業の課題

① ポート数の更なる拡充と事業採算性の向上

- ・市域全域を見るとポートが設置されていないエリアも依然として多く存在
- ・全体的にバランスのとれたポート配置を進める必要性あり

② ポートの満空率の抑制

- ・市内の一部には、ポートの満車時間、空車時間が高いポートがあり、実際サービスを使用できないポートがある
- ・データを経年で注視し、満空率を抑制する総合的な対策が必要

③ ポートの事業者間共同利用

- ・異なる事業者が設置しているポートへの移動ニーズがあることを確認
- ・ポートにおける車両の駐輪状況を事業者間で相互に共有し、同一ポート内のラック（駐輪スペース）を共同化し、異なる事業者の車両が乗り入れることが可能となるよう事業者間の連携を促していく必要がある

④ 交通ルールの順守

- ・交通ルールの周知徹底とヘルメット着用率の改善策



3 横浜市シェアサイクル実施方針（案）の概要

■事業概要

(1) 事業手法

公募型プロポーザル方式で選定した事業者（共同事業者も可）との協働事業

(2) 事業期間

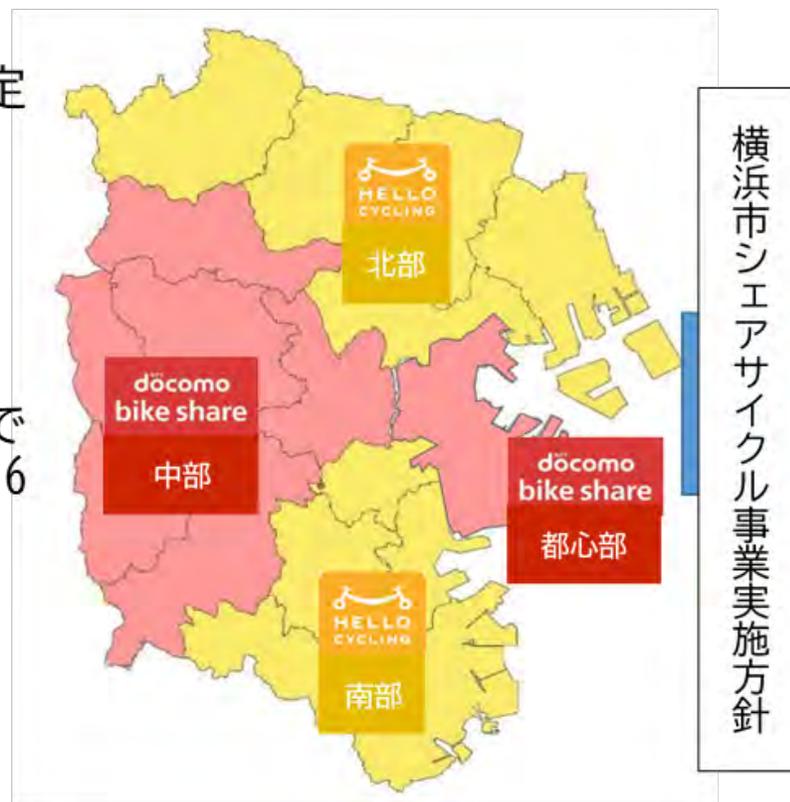
令和7年度から令和11年度までの5年間（最大10年後（令和16年度）まで延長可）

(3) 事業対象区域

市内全域を1つの事業区域

令和6年度まで

- ・都心部事業（横浜都心部）
- ・広域事業（北部・中部・南部）



令和7年度から

- ・横浜市シェアサイクル事業（全域）





3 横浜市シェアサイクル実施方針（案）の概要

■事業目的

都心部シェアサイクルの事業目的

- ・ 都心部活性化
- ・ 観光振興
- ・ 脱炭素化への寄与

広域シェアサイクルの事業目的

- ・ 公共交通の機能補完
- ・ 地域の活性化
- ・ 脱炭素社会の形成
- ・ 交通ルール等の周知
- ・ 事業採算性の向上

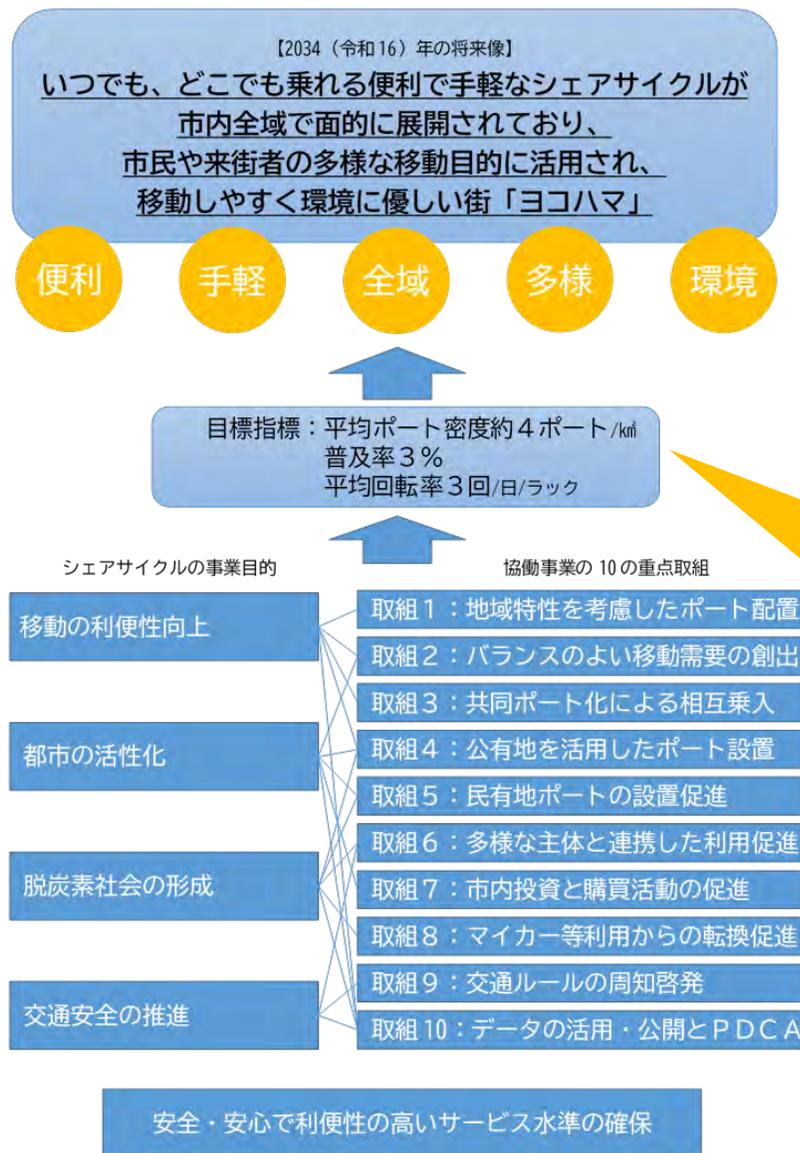
都心部と広域の事業目的を統合

令和7年度からの 全市シェアサイクルの事業目的

- ① 移動の利便性向上
- ② 都市の活性化
- ③ 脱炭素社会の形成
- ④ 交通安全の推進



3 横浜市シェアサイクル実施方針（案）の概要



2034年の本市におけるシェアサイクル事業の将来像を示し実現に向けた「3つの目標指数」、「4つの事業目的」、「10の重点取組」を定めます。

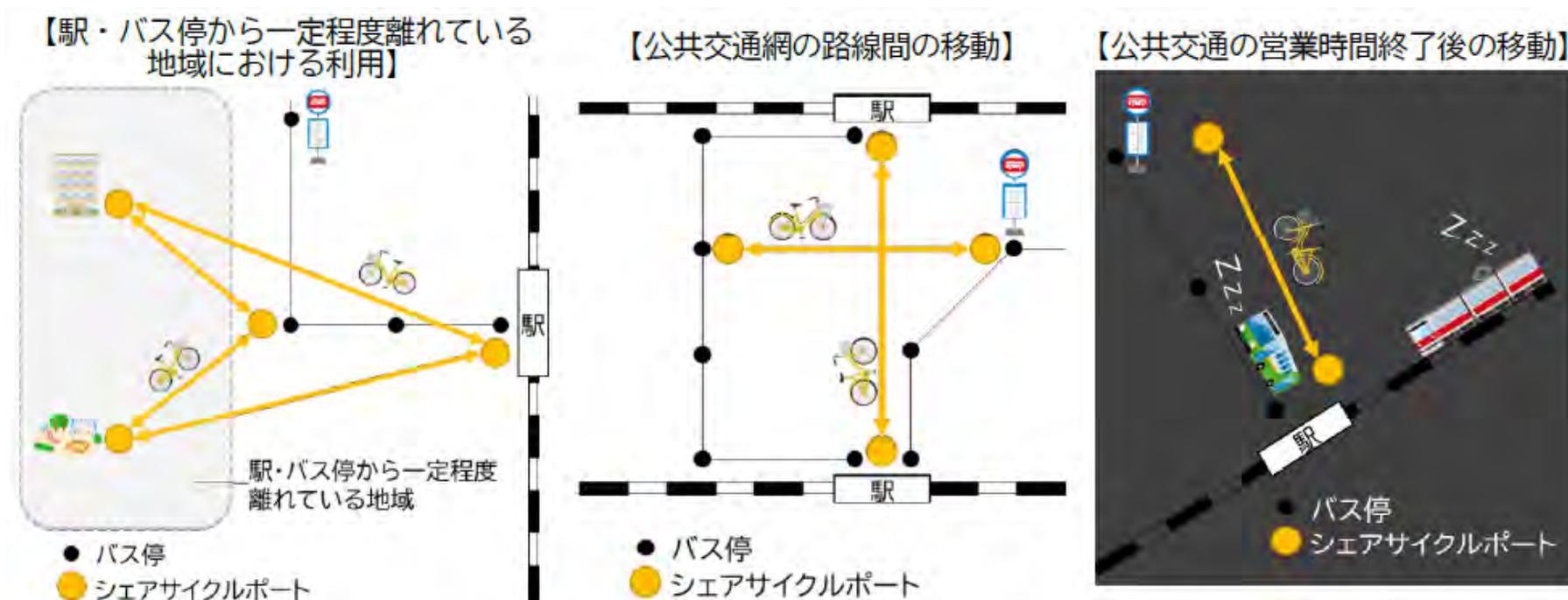
シェアサイクル事業の目標指数

	直近の現状値(2024.3時点)	目標値(2035.3時点)
ポート数	530か所	1,414か所
平均ポート密度	1.21ポート/km ²	約4ポート/km²
利用人数	36,800人	113,000人
普及率	0.52%	3%
利用回数	172,000回/月	320,000回/月
平均回転率	1.41回/日/ラック	3回/日/ラック

3 横浜市シェアサイクル実施方針（案）の概要

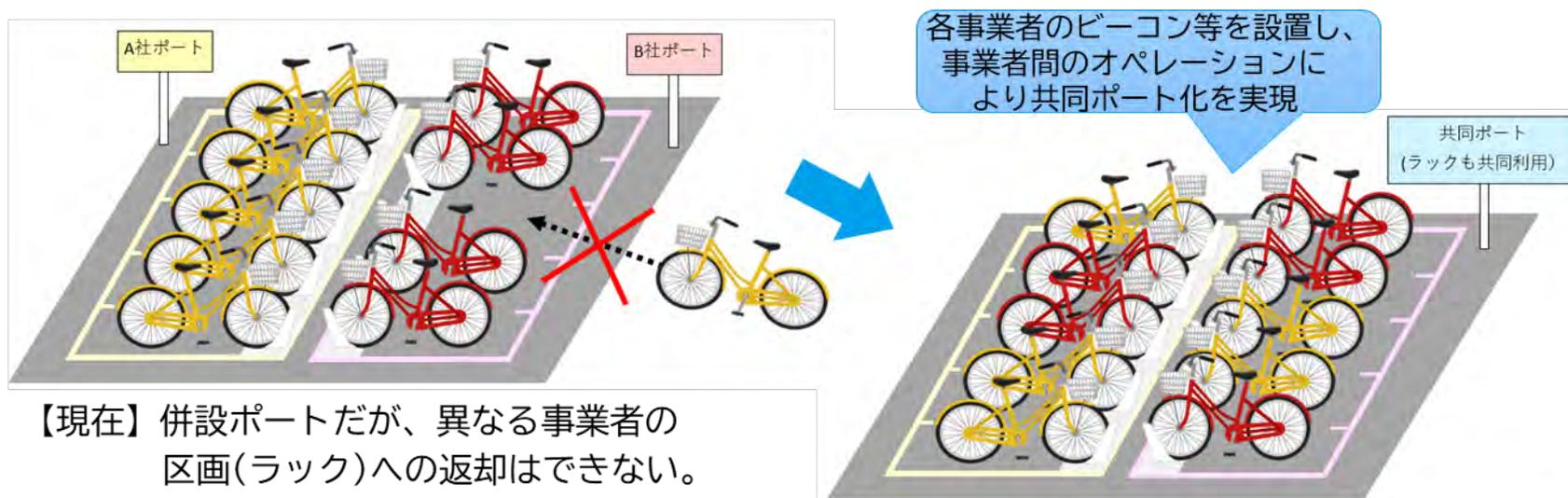
■交通手段としてのシェアサイクルの役割

- 1 kmから5 km程度の短中距離の移動における目的施設への代表交通手段
- 以下のような既存の公共交通網ではカバーしきれないきめ細かい移動ニーズに対応でき、公共交通の機能を補完する役割を担うことを期待



3 横浜市シェアサイクル実施方針（案）の概要

「**共同ポート**」の実現による事業者間の相互乗り入れによる更なる移動の利便性の向上を図ります。



【現在】併設ポートだが、異なる事業者の区画(ラック)への返却はできない。

「共同ポート」イメージ図

【将来】事業者間で駐輪情報を相互に共有し、異なる事業者の区画(ラック)でも返却可能



4 横浜市におけるシェアサイクル事業の今後の展開

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

横浜市記者発表資料
令和6年6月13日
道路局道路政策推進課

令和7年度以降のシェアサイクル事業の全市展開に向けて
「横浜市シェアサイクル事業実施方針（案）」に対する市民の皆様のご意見を募集し、
公募条件について事業者との「対話」（サウンディング調査）を実施します！

横浜市では「横浜都心部コミュニティサイクル事業（平成26年4月～）」
及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験（令和4年6月～）」の事業
期間が満了することに伴い、令和7年度以降の全市一体でのシェアサイクル
事業の展開を見据え、令和6年度中に事業者の公募を予定しています。
公募に先立ち、本市のシェアサイクルの将来像や事業目的等をまとめた
「横浜市シェアサイクル事業実施方針（案）」（以下「実施方針案」という）
を策定しましたので、市民の皆様のご意見を募集します。
併せて、公募条件について、シェアサイクル事業者の皆様との「対話」
（サウンディング調査）を実施します。

実施方針案に対する市民意見募集の概要

- 意見募集期間
令和6年6月14日（金）～令和6年7月16日（火）
- ご意見の提出方法
 - ・電子メール do_sharecycle@city.yokohama.lg.jp
 - ・郵送（送料はご負担願います、締切日までの消印有効です）
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市道路局道路政策推進課 シェアサイクル担当 宛
 - ・FAX 045-550-4892

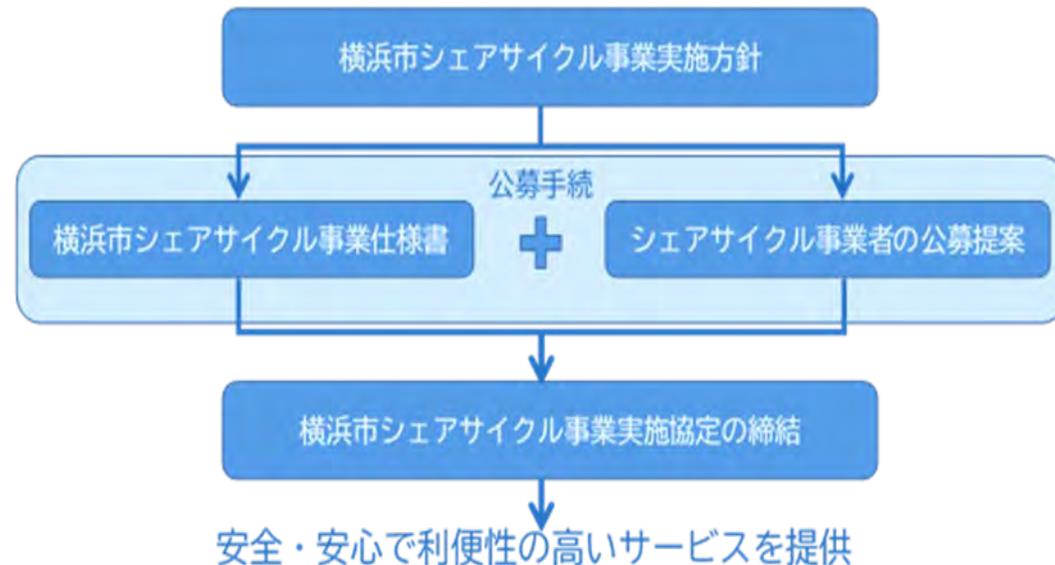
※提出様式は問いませんが、件名を「実施方針案に対する市民意見」とし、
本文には、次の3点を必ずご記入ください。
① 居住区（区名まで構いません） ② 年齢（例：〇歳代）
③ 実施方針（案）のどの部分に関する意見が分かるよう、具体的なページや項目名など
- 資料のダウンロード・配架場所
 - ・道路局ウェブサイト
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bicycle/bicycle-policy/ken.html>
 - ・各区役所広報相談係（紙資料配架）
 - ・横浜市庁舎3階 市民情報センター（紙資料配架）

（意見募集ページ二次元バーコード）
【裏面あり】

「横浜市シェアサイクル実施方針」の策定 に向けて、市民意見募集を実施しました。

（令和6年6月14日～7月16日）

実施方針を元に、令和7年度以降の本格実施に向けた公募の仕様等を定め、事業者からの提案と合わせることで、安全・安心で利便性の高いサービスの提供を目指します。





4 横浜市におけるシェアサイクル事業の今後の展開

都心部事業と広域事業によるシェアサイクルのサービス提供を途切れることなく継続させるため、2024（令和6）年度中に本実施方針に基づく事業者の公募手続、事業者の決定及び事業実施協定の締結を行い、**2025（令和7）年4月から横浜市シェアサイクル事業をスタート**します。

